

	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7
	貴社の工場では、小分けした容器に何が入っているかわかるようなラベル表示をしていますか。表示している場合、具体的に何を表示しているのかご教えてください。	MSDSについて、欧州ではより多くの物質を交付の対象としています(日本840物質、EU約8,000物質)。対象物質の範囲についてどのように考えますか。	リスクアセスメントを実施するにあたって、社内には十分な知識を有する人材がいらない又は不足していると感じますか。	リスクアセスメントは、外部機関に委託していますか。委託している場合、具体的な機関名(社名)をご教えてください。	貴社ではコントロール・バンディングを導入していますか、又はその予定はありますか。	法定の作業環境測定について、携帯型の個人ばく露測定を認めることや、局所排気装置の要件(制御風速、抑制濃度)を緩和することについてどのように考えますか。	貴社では作業環境測定の結果を労働者に通知していますか。通知している場合、どのように通知していますか。
A社	品名表示(例:小分けした容器に「アセトン」と表示)	妥当と考える。(環境安全課長のコメント)	特に不足はしていない。	自社で実施している。	OHSAS18001(労働安全衛生マネジメントシステム)認証取得済みのため、導入予定なし。	現行を維持すべきと考える。	通知している。経営者への業務報告資料(1ヶ月単位で作成)を全員に回覧している。
B社	製品名、化学名	対象外でも要求すれば入手できるような状態であれば、問題ないと思います。	まだ取組み始めて日が浅いので、内容を十分理解している人材は不足していると思います。	していません。	導入していません。また今のところ予定もありません。	個人ばく露測定については、より正確なデータが取得できるので意味はあると思います。局所排気装置の緩和については、その理由が明確で理解できれば、かまわないと思います。	事業所での環境安全保安防災委員会や職場会などで、測定結果について報告している。
C社	・注意喚起のマーク。 ・危険有害性、成分、規制法令。 ・緊急時の処置方法、応急時の処置方法。取り扱い上の注意点。	増やしたところで、それらのリスクが十分に判らなかつたり、取り扱う物質が限られている点を考えると、あまり増やしても意味は無いと考える。	当社では取り扱う物質数、職場数がそれほど多くないので、また、暴露もそれほど大きくないので、特段難しい知識は不要。作業主任者や、中災防等の化学物質管理者などの、定期的な研修などで管理は出来ると考えている。	化学物質に特化したものではないが、社内基準に則り、リスクアセッサを社員の中で養成して、リスクアセスメントに充っている。	していない。現行の管理体制で概ね十分と考えている。	長期の作業従事による曝露把握には効果的であり、あっても良いと考える。要件緩和については様々な曝露防止措置との組み合わせではあってもよいと考える。	法基準値等からの逸脱がある場合、注意喚起、設備等の見直し措置を促すため、職場会議等を通じて通知している。
D社	表示していない	実際には、MSDS交付対象となっていない物質であっても、ユーザーから提出依頼があれば、取引に支障をきたす場合もあり、ほとんどの製品でMSDSを提出している。また取引先が海外であれば、その基準にあわせた対応を行うこととなる。これらを考慮すれば、対象物質を拡大する必要性は低いと考えます。	化学物質に関する知識を有する人材は不足していると感じている。	委託していない。	導入していない。また現在のところ、導入の予定もない。	特に緩和する必要性は感じていない。	作業環境測定の結果については、都度、安全衛生委員会資料に掲載し、委員会の場で報告するとともに、資料、議事録を用い周知している。

	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7
	貴社の工場では、小分けした容器に何が入っているかわかるようなラベル表示をしていますか。表示している場合、具体的に何を表示しているのかご教えてください。	MSDSについて、欧州ではより多くの物質を交付の対象としています(日本640物質、EU約8,000物質)。対象物質の範囲についてどのように考えますか。	リスクアセスメントを実施するにあたって、社内には十分な知識を有する人材がいらない又は不足していると感じますか。	リスクアセスメントは、外部機関に委託していますか。委託している場合、具体的な機関名(社名)をご教えてください。	貴社ではコントロール・バンディングを導入していますか、又はその予定はありますか。	法定の作業環境測定について、携帯型の個人ばく露測定を認めることや、局所排気装置の要件(制御風速、抑制濃度)を緩和することについてどのように考えますか。	貴社では作業環境測定の結果を労働者に通知していますか。通知している場合、どのように通知していますか。
E社	容器のサイズや小分けする目的によるが、品名、略称、記号等を表示している。	日本では、労働安全衛生法、毒劇法及び化学物質排出把握管理促進法により情報提供義務とその対象物質が規定されている。しかし実際には、法の対象物質以外の広範な化学製品においても既にMSDSが提供されている。この現状を踏まえると法規制により対象物質を増やす必要は無いと考える。	コントロールバンディングのような簡易手法であれば、一定の社内教育で実施可能である。しかし、更なる詳細評価を行えるような専門的スキルを有する人材は不足している。	外部委託はしていない。	部分的に実施したことがあるが、定常的には行っていない。	リスクマネジメントの考え方に基づけば、作業員個人のばく露を測定して管理するという方法もあってよい。作業の内容や作業場の状況、あるいは事業者の事情により、従来型の作業環境濃度による管理との使い分けができればよい。	当該部署の管理者は把握しているが、対策が必要な値ではないこともあり、個々の作業員には具体的な数値データは通知していないことが多い。
F社	小分け容器として、どのレベルの容器までを対象としているのか不明であるが、製造工場の現場では、専用の容器を使用し、物質名を表示、また必要に応じて、対象となる法規制(毒物、劇物や、危険物などの表示)の表示を実施している。但し、研究開発や、分析などの実験室、分析室の作業現場では、試薬瓶などへの名称のみとなる場合が多い。	安衛法の通知対象物質は、640物質だが、安衛法以外に、国内には化管法や毒劇法でも規定されている物質も含むと、もっと多数になると考える。また、化学物質の製造メーカーでも自主的にMSDSを作成、提供し、また、公表されている場合もあるので、対象拡大などの必要性は現状では低いと考える。	リスクアセスメントを、どの程度詳細に実施するかにも依ると考えるが、現状は、MSDSの記載事項に基づく法規制対応や、作業時の安全対策、注意喚起などは実施している。しかし、詳細なリスク評価を実施出来る人材は少ないと考える。	外部委託は実施していない。	現状では、導入していない。今後は、リスク評価手法の1手法として検討を行う。	自主管理において、携帯型のばく露測定機器を用いている現場もあるが、使用条件や環境によって測定結果が影響を受けると考えられるため、法定の環境測定については、測定条件などを規定した測定方法で実施すべきであり、簡易装置は自主管理での管理にすべきと考える。局所排気装置についても、健康影響を十分検討した上でないと安易に緩和すべきではないと考える。	特殊健診結果は、受診者個人にフィードバックしており、作業環境測定結果は、現場ごとに、連絡会などで結果を全員に伝えている。
G社	内容物名称を表示。	消費者擁護の社会的な流れを理解する事は必要である。但し対象物質の範囲を一律的に定義付けする事は難しく、対象となる個々の物質について「どのような背景と審議を経るに至ったか」等を明確にして公表・公開する仕組みが不可欠と考える。例えば食品添加物として認可されている物質が、一方で危険又は健康障害を生ずる恐れがある等と言った状況になれば、消費者の不安は不信へ転換され、混乱を招きます。	不足している。	-	導入していない。また予定もされていない実態。	個人暴露測定を認める事は、より正確さを向上させるものと考えられ、認める事に異論はない。但し、局所排気装置の要件緩和は、化学的見地・生物学的見地も含め慎重に判断する必要がある。個人の量・影響、量・反応は複雑であり、集団と個人の関係を如何に捉えるかが重要である。	作業環境測定の結果は安全衛生委員会を通じて、労働者へ通知・周知を図っている。

	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7
	貴社の工場では、小分けした容器に何が入っているかわかるようなラベル表示をしていますか。表示している場合、具体的に何を表示しているのかご教示ください。	MSDSについて、欧州ではより多くの物質を交付の対象としています(日本640物質、EU約8,000物質)。対象物質の範囲についてどのように考えますか。	リスクアセスメントを実施するにあたって、社内には十分な知識を有する人材がいらない又は不足していると感じますか。	リスクアセスメントは、外部機関に委託していますか。委託している場合、具体的な機関名(社名)をご教示ください。	貴社ではコントロール・バンディングを導入していますか、又はその予定はありますか。	法定の作業環境測定について、携帯型の個人ばく露測定を認めることや、局所排気装置の要件(制御風速、抑制濃度)を緩和することについてどのように考えますか。	貴社では作業環境測定の結果を労働者に通知していますか。通知している場合、どのように通知していますか。
H社	・物質名、購入日、管理者名を記載したラベルを貼付表示し、薬品管理を実施している。 ・保管は専用保管庫又は危険物倉庫等である。 ・有害と思われる物質や初めて取扱う化学物質に関しては、取扱前にも必ずMSDS教育を取扱者全員にしてから、使用している。	・当社はすでにケミカル関連製品に対しては、GHS対応MSDSに移行した。現在は法規制に従いMSDSを運用しているが、サプライヤーが安心して化学物質を使えるようになるには、欧州と同じように、より多くの化学物質についてもMSDS等を利用した情報伝達(コミュニケーション)を展開したほうが良いと考える。	・当社は、中央労働災害防止協会の「健康障害防止のための化学物質リスクアセスメント(JISHA方式)マニュアル」を基にした化学物質リスクアセスメント講習会を実施している。これによりリスクアセスメント実施のための基礎知識を有する要員は順次育成できていると判断している。今後も十分な知識を有する人材をさらに増やしていきたい。	・外部機関委託はしていない。社内、各部場又は課単位で実施している。	・問3.欄に記したように中災防方式のリスクアセスメントを導入しており、コントロール・バンディング導入の予定は今のところ無い。(コントロール・バンディングは、せっかく作業環境測定値があっても適用できないが、中災防方式は作業環境測定値がある場合も、無い場合も両方に適用でき、現場で実施するうえで好適と考えている。)	・携帯型の個人ばく露測定は「場の管理」としての作業環境測定と併用するか、それを補完する位置づけで考えたい。局所排気装置は、ばく露防止を目的とするものであるから、作業環境測定や個人ばく露測定の結果、作業者のばく露が十分低減できることが確認・実証されるのであるならば、制御風速や抑制濃度等の数値要件自体は緩和しても良いと考える。	・作業環境測定結果は、各部場の安全衛生委員会で報告され、議事録と会議資料は全員に周知されている。また特殊検診結果は別途、労働者個人に通知している。
I社	品名(物質名または商品名)	法的に義務付けられた物質数は少ないことは事実。しかしながら、ISO9001、14001の普及により、MSDS交付なしの商売はなりたたなくなっている。化学物質メーカーは法令義務ありなしに関わらずMSDSを交付しており、現状でも大きな問題はない。	人材はいるが、知識は十分とは言えない。	自社内で行なっている(安全衛生活動の一環、OHSASのシステムを参照)。	導入していない。予定もない。	知識が不足しておりコメントできない。	安全衛生委員会で結果を報告し、職場ミーティング等で周知している。「要改善」の場合は是正措置を行なっている。
J社	①ゴムの原材料、ゴム用配合薬品、溶剤など、内容が判るように名称表示、薬品コード又はテープ貼り付けで区分している。 ②化学物質として、取扱等で注意が必要なものを社内規格で特定し、保管、取扱の注意事項、廃棄方法、環境への影響、火災、緊急時の対応などをまとめると共に、該当する職場に掲示している。 ③労働安全衛生法に関し、溶剤等については、職場に、労働安全上の取扱の注意点を掲示している。	労働安全衛生法、化管法それぞれの立場で、通知対象を定めているようですが、当社としては、国の方針に従って、管理していきます。できることなら、コードを含め、一元化できると管理しやすいと考えます。	特に感じない。	委託していない。	採用していない。予定は無い。	緩和の方向性は賛成です。	安全衛生委員会の議題に取り上げて、公表しています。
K社	物質名を表示しています。当社独自のシールではなく、購入容器をそのまま使用しております。又、小分けして使用する可能性は極わずかですが、その場合は薬品毎にテープを添付し使用者が判るようにしております。	弊社が取り扱っている物質の範囲については特に問題ありません。対象範囲についてよりMSDSの内容について周知させる方が重要だと思います。	弊社で取り扱っている物質について当面の人材不足は感じておりませんが、「十分な知識な範囲」とはどの程度かが不明ですので明確な回答ができません。	社内組織にて対応しております。	当面導入予定はありません。	現場対応者に悪影響が無いことが判明すれば問題ないと考えます。	該当部署において口頭にて通知しております。